

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第214号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 【略】</p> <p><u>（経営の基本）</u></p> <p>第2条 <u>病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 病院事業には、病院及び診療所（以下「病院等」という。）を設け、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>3 病院等の診療科目は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>4 病院の病床数は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第3条 【略】</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第4条 【略】</p>	<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 【略】</p> <p><u>（病院の名称及び位置）</u></p> <p>第2条 <u>病院の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 <u>病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 診療科目は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 病床数は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 【略】</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 【略】</p>

(会計事務の処理)

第 5 条 【略】

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 6 条 【略】

(業務状況説明書類の作成)

第 7 条 【略】

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区東町三丁目8番地

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第 3 (第 2 条関係)

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 278床
	療養病床 51床

(会計事務の処理)

第 6 条 【略】

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 【略】

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 【略】

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地

別表第 2 (第 3 条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科

別表第 3 (第 3 条関係)

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 170床
	特例救急病床 10床
	特例リハビリテーション病床 50床
南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。